

# 次世代研究者挑戦的研究プログラム

～博士後期課程学生支援プロジェクト～

## 募集要項【2026年度(令和8年度)春】

本学は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生支援プロジェクト～に採択され、2021 年度から、優秀な博士後期課程相当の学生に、給付型の支援経費(生活費相当額及び研究費。以下「研究奨励費等」という。)を支給しています。本プロジェクトの概要等は以下のとおりであり、本要項において、2026 年度(令和8年度)の本プロジェクトの採用に関し必要な事項を定めます。

### ■事業の目的

- ・国立研究開発法人科学技術振興機構による支援事業として、主として日本人学生の博士後期課程への進学を支援する。本学としてはこれに加え、日本人学生と留学生の区別なく博士後期課程学生に対し十分な研究費を支援し、博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援する。
- ・学生が安心して、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら、研究活動に専念できる環境を整備する。
- ・優秀な博士後期課程学生を、アカデミア・産業界など、社会の多様な場で活躍できる博士人材に導く。

### ■本学における取り組み

- ・プロジェクトの題目  
「学問分野の壁を超えて多様な人材と共創できるトランスボーダー型価値創造人材育成プロジェクト」  
～予測不能な社会変容にも対応して世界を変える力を備えた、多様なキャリアパスで活躍できる博士人材育成～
- ・事業統括  
加藤光保 理事・プロボスト

### ■事業期間

- ・2021 年度(令和3年度)～2026 年度(令和8年度) 医学の課程は2027 年度(令和9年度)  
\*今回採用学生は下記採用期間(標準修了年限)終了まで支援を継続します

### ■申請区分・支援条件

入学年度による申請区分 A,B に加え、新制度による区分を設けました。自身の区分を必ず確認してください。

#### 1. 申請区分 A

課程	対象	採用期間
① 区分制博士後期課程	2026 年 4 月及び 2025 年 10 月 1 年次入学者	2026(令和8)年 4 月～ 2029(令和11)年 3 月 (3 年間)
② 3年制博士課程	2026 年 4 月及び 2025 年 10 月 1 年次入学者	2025 年 10 月入学者は、 2026(令和8)年 4 月～
③ 一貫制博士課程 (医学の課程を除く)	2026 年4月の3年次編入学 者、または一貫制博士課程に	2028(令和10)年 9 月 (2.5 年間)

	在籍中で修了までの標準修業年限の残期間が3年または2.5年の者で、中間評価等合格済の者	
④ 医学の課程	2026年4月及び 2025年10月 1年次入学者	2026(令和8)年4月～ 2030(令和12)年3月 (4年間)  2025年10月入学者は、 2026(令和8)年4月～ 2028(令和11)年9月 (3.5年間)

\*毎年度継続のための申請及び審査を行います。

\*休学等により修学期間が延長になった場合でも、原則採用期間は上記のとおりです。

ただし、出産・育児等ライフイベントによる休学については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします。(研究奨励費の支給期間は最長3年間、医学の課程においては4年間のままととなります。)

\*渡日できていない留学生も申請可能です。ただし、採用となり支給開始までに渡日ができなかった場合は、採用取り消しになります。

## (1-1) 申請区分 A 区分 I 日本人学生等

### (1-1-1) 研究費等

区分 IS (Superior) : 特に優秀な学生 (25%程度) : 年額290万円

研究奨励費 (生活費相当額) 240 万円、研究費50万円)

区分 IE (Excellent) : その他優秀な学生 (75%程度) : 年額272万円

研究奨励費 (生活費相当額) 222 万円、研究費50万円)

\* IS、IE いずれの区分で採用するかは、審査委員会の決定によります。

\* JST からの予算措置の状況により、研究奨励費等支援金額が変更となる場合があります。

(1-1-2) 採用予定人数 68 名程度

### (1-1-3) 応募要件

・「[令和 8 年度以降採用学生筑波大学における SPRING 研究奨励費の支援対象学生](#)」の条件を満たす者

・多様なキャリアパスの開拓に意欲ある学生

・SDGs に貢献できる研究等の実施を通じ、主体的に独創的かつ学際的な教育研究に励むこと

・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること、企業等の外部の関係者との交流会等や本学の博士後期課程学生同士の集いに積極的に参加すること、積極的に海外留学等により海外での研究環境に身を置くなど、企業等での接点や活躍の機会を増やすことに努めること

・外国籍学生については、本学修了後、日本で就労して定着する意思があること

### (1-1-4) 対象外の者

2026 (令和 8) 年度において、次に該当する者は対象外とする。

① SPRING と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者

(国による生活費相当額及び研究費の支給を伴う事業: SPRING、BOOST、JSPS 特別研究員(DC)、JICA、NEXUS 等)

② 所属する企業等から生活費相当額として十分な水準 (240 万円以上/年) の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている者 (アルバイト収入、TA/RA 活動への対価は安定的・固定的な収入に含めない。)

- ③ 生活費に係る十分な水準(240万円以上/年)の奨学金を得ている者
- ④ 2026年4月現在休学中の者

#### (1-1-5) 申請書類

##### ① 研究費等支給対象学生研究計画書:区分1指定様式

\*研究計画書には、博士後期課程における研究テーマが持続可能な開発目標(SDGs)の達成にどうつながるか、若しくは、より長期的な視点として30年後、50年後の人類社会へどう貢献できるかを含めて記載してください。

社会人特別選抜での入学者、入学時に有職であった者、社会人対象プログラム在籍者、「SPRING 研究奨励費の支援対象学生」の条件を満たす外国籍学生については、前年の源泉徴収票等、収入がわかるもの及び在留カードの写し等、別途追加書類の提出を求める場合があります。

## (1-2) 申請区分 A 区分2 留学生

(1-2-1) 研究費等                      研究費 年額50万円

(1-2-2) 採用予定人数            102名程度

#### (1-2-3) 応募要件

- ・「留学」の在留資格で日本に滞在する者
- ・「留学」以外の在留資格で「[令和8年度以降採用学生筑波大学におけるSPRING研究奨励費の支援対象学生](#)」の条件を満たさない外国籍学生
- ・多様なキャリアパスの開拓に意欲ある学生
- ・SDGsに貢献できる研究等の実施を通じ、主体的に独創的かつ学際的な教育研究に励むこと
- ・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること、企業等の外部の関係者との交流会等や本学の博士後期課程学生同士の集いに積極的に参加すること、積極的に海外留学等により海外での研究環境に身を置くなど、企業等での接点や活躍の機会を増やすことに努めること

#### (1-2-4) 対象外の者

2026(令和8)年度において、次に該当する者は対象外とする。

- ① SPRINGと同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者  
(国による生活費相当額及び研究費の支給を伴う事業:SPRING、BOOST、JSPS特別研究員(DC)、JICA、NEXUS等)
- ② 筑波大学以外で、国内外の機関・法人に役員・職員等としての所属がある者(収入の有無は問わない)
- ③ 2026年4月現在休学中の者

文部科学省国費留学生及び母国の政府派遣留学生は、SPRING 区分2に応募可能。ただし、文部科学省国費留学生のうち、外国政府機関(府省等)に所属する者は、区分3に応募すること

#### (1-2-5) 申請書類

##### ① 研究費支給対象学生研究計画書:区分2指定様式

\*研究計画書には、博士後期課程における研究テーマが持続可能な開発目標(SDGs)の達成にどうつながるか、若しくは、より長期的な視点として30年後、50年後の人類社会へどう貢献できるかを含めて記載してください。

## (1-3) 申請区分 A 区分3 社会人等

(1-3-1) 研究費等 研究費 年額 40万円

(1-3-2) 採用予定人数 102 名程度

(1-3-3) 応募要件

以下のいずれかに該当する者

・生活費相当額として十分な水準(240万円以上/年)の、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人(独立行政法人、財団法人/社団法人、医療法人、NPO法人等)の職員等

(海外企業の日本法人を含む)

・筑波大学以外で、海外の大学や公的研究機関等の非営利の機関・法人に所属している者(収入の有無は問わない)

・文部科学省国費留学生のうち、外国政府機関(府省等)に所属する者

(1-3-4) 対象外の者

2026(令和8)年度において、次に該当する者は対象外とする。

① SPRING と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者

(国による生活費相当額及び研究費の支給を伴う事業:SPRING、BOOST、JSPS 特別研究員(DC)、JICA、NEXUS 等)

② 筑波大学以外で、海外の営利機関・法人に所属している者(収入の有無は問わない)

(日本企業の海外法人を含む)

③ 2026年4月現在休学中の者

(1-3-5) 申請書類

① 研究費支給対象学生研究計画書:区分3 指定様式

\*研究計画書には、博士後期課程における研究テーマが持続可能な開発目標(SDGs)の達成にどうつながるか、若しくは、より長期的な視点として30年後、50年後の人類社会へどう貢献できるかを含めて記載してください。

## 2. 申請区分 B

2026(令和8)年4月現在、以下に在籍する学生

課程	対象	採用期間
① 区分制の博士後期課程	修了までの標準修業年限の残期間が2年の者及び1.5年の者	2026(令和8)年4月～ 2028(令和10)年3月 (2年間)
② 3年制博士課程		
③ 一貫制博士課程 (医学の課程を除く)	修了までの標準修業年限の残期間が2年または1.5年の者で、中間評価等合格済の者	標準修業年限の残期間が1.5年の者は
④ 医学の課程	修了までの標準修業年限の残期間が2年又は3年の者	2026(令和8)年4月～ 2027(令和9)年9月 (1.5年間)  医学の課程において、修了までの標準修業年限の残期間が3年の者は 2026(令和8)年4月～ 2029(令和11)年3月(3年間)

\*ただし、毎年継続のための申請及び審査を行います。

\*休学等により修学期間が延長になった場合でも、原則採用期間は上記のとおりです。

ただし、出産・育児等ライフイベントによる休学については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします。(研究奨励費の支給期間は最長3年間、医学の課程においては4年間のままととなります。)

## (2-1) 申請区分 B 区分 I 日本人学生等

申請区分 B については、区分2、区分3の募集はありません。

### (2-1-1) 研究費等

区分 IS (Superior) : 特に優秀な学生 (25%程度) : 年額290万円  
研究奨励費 (生活費相当額) 240 万円、研究費50万円)

区分 IE (Excellent) : その他優秀な学生 (75%程度) : 年額272万円  
研究奨励費 (生活費相当額) 222 万円、研究費50万円)

\* IS、IE いずれの区分で採用するかは、審査委員会の決定によります。

\* JST からの予算措置の状況により、研究奨励費等支援金額が変更となる場合があります。

### (2-1-2) 採用予定人数 25 名程度

### (2-1-3) 応募要件

・「[令和 8 年度以降採用学生筑波大学における SPRING 研究奨励費の支援対象学生](#)」の条件を満たす者

- ・多様なキャリアパスの開拓に意欲ある学生
- ・SDGs に貢献できる研究等の実施を通じ、主体的に独創的かつ学際的な教育研究に励むこと
- ・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること、企業等の外部の関係者との交流会等や本学の博士後期課程学生同士の集いに積極的に参加すること、積極的に海外留学等により海外での研究環境に身を置くなど、企業等での接点や活躍の機会を増やすことに努めること
- ・外国籍学生については、本学修了後、日本で就労して定着する意思があること

### (2-1-4) 対象外の者

2026 (令和 8) 年度において、次に該当する者は対象外とする。

- ① SPRING と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者  
(国による生活費相当額及び研究費の支給を伴う事業: SPRING、BOOST、JSPS 特別研究員(DC)、JICA、NEXUS 等)
- ② 所属する企業等から生活費相当額として十分な水準 (240万円以上/年) の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている者 (アルバイト収入、TA/RA 活動への対価は安定的・固定的な収入に含めない。)
- ③ 生活費に係る十分な水準 (240万円以上/年) の奨学金を得ている者
- ④ 2026 年 4 月現在休学中の者

### (2-1-5) 申請書類

- ① 研究費等支給対象学生研究計画書: 区分 I 指定様式

\*研究計画書には、博士後期課程における研究テーマが持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にどうつながるか、若しくは、より長期的な視点として 30 年後、50 年後の人類社会へどう貢献できるかを含めて記載してください。

社会人特別選抜での入学者、入学時に有職であった者、社会人対象プログラム在籍者、「SPRING 研究奨励費の支援対象学生」の条件を満たす外国籍学生については、前年の源泉収票等、収入がわかるもの及び在留カードの写し等、別途追加書類の提出を求め場合があります。

### 3. 提出先

筑波大学公募支援システム u-Rad に本学統一認証 ID を用いてログインの上、下記提出期間中に提出すること。なお、BOOST、SPRING 区分 1 及び 2 と、SPRING 区分3は提出 URL が異なるので注意すること

【筑波大学】2026 年度春季 博士後期課程学生支援プロジェクト SPRING (区分 1、2) & BOOST  
<AY 2026 Spring> SPRING (Category 1,2 & BOOST)

[https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp/login/index.php?support\\_id=TwB%2F6eO2neM3%2FI SR72j7Gg%3D%3D](https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp/login/index.php?support_id=TwB%2F6eO2neM3%2FI SR72j7Gg%3D%3D)

【筑波大学】2026 年度春季 博士後期課程学生支援プロジェクト SPRING (区分 3)  
<AY 2026 Spring> SPRING (Category 3)

[https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp/login/index.php?support\\_id=y6sW70iK%2BRbjcn1rWjBizg%3D%3D](https://u-rad.sec.tsukuba.ac.jp/login/index.php?support_id=y6sW70iK%2BRbjcn1rWjBizg%3D%3D)

申請書は PDF データ (ファイル名は「申請区分 A 又は B、区分 1、2 又は 3、学籍番号、氏名、学位 P 名」とする) で、提出すること。(例 A1\_202699999\_筑波太郎\_人文学学位 P)

### 4. 提出期間

2026 年 5 月 12 日 (火) ~ 2026 年 5 月 18 日 (月) (厳守)

### 5. 採用者に課せられる事項等

(1) 必須

- ・研究倫理 e-learning APRIN eラーニングプログラム (CITI Japan) を受講すること。  
(受講方法は採用者に別途お知らせします)
- ・四半期毎に研究経過報告書、当該年度の研究終了時に終了報告書を提出すること。
- ・若手研究者のためのマッチング・システム「PhD×FUTURE.」に登録すること。
- ・JST が採用された学生に直接フォローアップを行うために、大学からメールアドレスを JST に提供することへ同意すること。

【以下は、区分 1, 2 採用者のみ必須】

- ・本プログラムが主催する研究発表会へ参加すること。
- ・ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへ登録すること。
- ・修了後、キャリアに関する追跡調査を 10 年以上行うことが、JST から大学に求められているため、必ず大学が実施する追跡調査等に継続して協力すること。

(2) 可能な限り履行

- 以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保に努めること。
- ・海外への留学等 (海外留学に相当する機会を含む) すること。
- ・学内ミニキャンプ (仮称。1~2 週間程度の宿泊を伴う協働学修 & 交流会) による日本人学生と留学生の相互交流会等へ参加すること。
- ・企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること。
- ・JST 主催の大学横断博士後期課程学生交流会へ参加すること。
- ・その他、事業統括から指示があった事業へ積極的に参加すること。

### 6. 支援の取り消し

事業統括が以下に該当すると判断した時は改善指導を行うが、改善が見込めないと判断した時は、採用を取り消す。

- ・本プログラムで課している義務が遂行されていない
- ・研究計画どおり進んでいない

なお、研究不正及び虚偽の申請が発覚した時は、採用を取り消すとともに、既に支給した研究奨励費等は返納させる。

## 7. その他

- (1) 支援対象学生に採用された者は、ホームページ等で氏名等を公表します。
- (2) 区分Ⅰで採用された者に支給される研究奨励費(生活費相当額)は、雑所得として課税対象となるため、受給した翌年に確定申告と納税を行うこととなります。

### 【参考 区分Ⅰ 研究奨励費支給対象学生向け】

- (1) 所得税…税法上、親等の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が48万円を超えると、親等は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年の所得に応じて、翌年の住民税が算定されます。
- (2) 健康保険や共済組合上の被扶養者…生活費相当額の年間見込額が130万円を超える場合は、被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。
- (3) 授業料の免除…世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。

8. 本件に関する問い合わせ先      筑波大学学生部学生生活課  
e-mail: [gk.jst-spring@un.tsukuba.ac.jp](mailto:gk.jst-spring@un.tsukuba.ac.jp)